

## DVに悩んでいませんか？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者、交際相手などの親密な関係にある又は親密な関係にあったパートナーからの暴力のことです。暴力には様々な形態があり、いくつかの暴力が重なって起こる場合もあります。

**身体的暴力** 殴る、蹴る、髪をひっぱる、物を投げつける など

**精神的暴力** どなる、ばかにする、暴言を吐く、交友関係を制限する、無視する など

**経済的暴力** 生活費を渡さない、仕事をやめさせる、貯金を勝手に使う など

**性的暴力** 性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない など

**子どもを利用した暴力** 子どもに暴力行為を見せる、子どもに暴力をふるうように命令する、子どもの前で非難する など

**パートナーからの暴力に悩んでいる人は一人で抱え込まず、ご相談ください。秘密は厳守します。**

## 相談先

## DVに関する相談

【国】DV相談プラス ☎0120-279-889 (24時間受付)

【県】埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま

DVに関する相談 ☎048-600-3700

月～水曜日、金・土曜日 午前9時30分～午後8時30分

日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時(年末年始を除く)

【市】人権市民相談課 ☎21-1416

東松山市配偶者暴力相談支援センター(人権市民相談課) ☎81-5702

平日午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

## 性被害に関する相談

(24時間受付)

【国】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

☎#8891

【警察庁】性犯罪被害相談電話

☎#8103

## 11月12日(水)～25日(火)は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等の取組を重点的に行う期間です。パープルリボンには「女性に対する暴力をなくしていこう」というメッセージが込められています。

県では、ポケットがついた布製の壁かけにパープルリボンを入れて、県内を巡回させる「パープルリボンキャンペーン」を実施しています。

本市では、7月に本庁舎1階市民ホールに掲示し、啓発を行いました。



## 犯罪被害に遭われた人へ

## 1 犯罪被害に遭われた人へ

犯罪被害に遭われた人のほか、その親族もご相談ください。まず、お話を伺い、何ができて何ができないのかを一緒に整理していきましょう。また、相談内容に応じて、適切な機関におつなぎします。

## 2 相談先 一人で悩まずご相談ください。秘密は厳守します。

【県】彩の国犯罪被害者  
ワンストップ支援センター  
☎0120-735-001  
平日午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

【市】犯罪被害者等総合相談窓口  
(人権市民相談課)  
☎21-1416

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル  
☎0120-079714  
平日午前9時～午後9時、土曜日午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

## 3 11月25日(火)～12月1日(月)は「犯罪被害者週間」です

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。